

定例監査結果報告

1 監査の種別

定例監査

2 監査の対象

教育局（総務企画部，教育人事部，学校教育部，幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校）

3 監査の期間

平成 31 年 2 月 6 日から令和元年 7 月 9 日まで

4 監査の範囲及び方法

今回の監査は，平成 30 年度に執行された事務事業のほか，必要に応じ，平成 30 年度以外の年度に執行された事務事業の一部について，関係書類を調査するとともに，担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の結果

事務事業について，改善を要する事例は，次のとおりであり，それらを除き，おおむね適正に執行されていると認める。

（改善を要する事例）

(1) 特定随意契約について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により福祉施設等を相手方として物品又は役務の調達に係る随意契約（特定随意契約）を行う場合には，仙台市契約規則（昭和 39 年仙台市規則第 47 号）に定める公表等の手続をするものとされている。

ところが，学校規模適正化推進室においては，平成 30 年度仙台市立学校跡施設敷地内除草業務委託において，地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定を根拠として公益社団法人仙台市シルバー人材センターと随意契約（特命）を行ったにもかかわらず，調達計画・発注予定案件の公表，契約締結結果の公表及び契約課への報告を行っていないかった。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約（特定随意契約）を行う場合には，関係法令等に則り適正に処理する必要がある。特に，随意契約を行う場合には，「随意契約ガイドライン」を参照の上，十分に検討し処理する必要がある。

(2) 不適切な随意契約について

予定価格が 100 万円を超える委託契約については，地方自治法施行令（昭和 22 年政

令第16号)第167条の2第1項第2号から第9号までに定める要件に該当しない限り、随意契約によることはできないものであり、このうち、第2号においては、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」という要件が示されている。

ところが、教育指導課においては、予定価格が100万円を超える教職員用コンピュータ整備作業等支援業務委託外1件の契約について、相手方が限られていることを理由に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠として見積合せにより随意契約を行っていた。

契約の締結に当たっては、関係法令等に則り、適正に処理する必要がある。

(3) 不適切な契約事務について

契約後にやむを得ず内容を変更する事由が生じた場合については、仙台市契約規則(昭和39年仙台市規則第47号)第25条第3項の規定に基づき、変更契約書を作成することとなっている。

ところが、教育指導課においては、平成31年度「杜の都の学校教育」印刷物請負契約について、また、教育相談課においては、生徒指導ハンドブック印刷物請負契約について、契約書の履行期限を変更する旨相手方と協議はしていたが、変更協議書及び変更契約書を作成しておらず、実際の納品日とは異なる納品書により履行確認を行っていた。

契約事務の取扱いに当たっては、関係法令に則り、適正に行う必要がある。